

市第 68・69 号議案関連資料

「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」等の一部改正及び 「横浜市認定こども園の要件を定める条例」の一部改正について

1 趣旨

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 71 号。）（市第 68・69 号議案）、及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号。以下、「第 7 次地方分権一括法」という。）が公布されたこと（市第 69 号議案）に伴い、関係規程の整合を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例ほか 5 条例、及び横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正します。

2 改正する条例

(1) 市第 68 号議案

- ア 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- イ 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- ウ 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例
- エ 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- オ 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- カ 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

(2) 市第 69 号議案

横浜市認定こども園の要件を定める条例

3 改正内容

(1) 国家戦略特別区域法の公布に伴う条例改正（市第 68・69 号議案）

国家戦略特別区域法（以下「特区法」という。）において、国家戦略特別区域小規模保育事業に関する条文が「第 12 条の 4」として新設されたことにより、元々、「第 12 条の 4」にあった国家戦略特別区域限定保育士事業に関する規定が「第 12 条の 5」に条ずれしました。

このため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等において、特区法の「第 12 条の 4」を引用している条文を改正し、整合を図ります。

（裏面あり）

(2) 第7次地方分権一括法の公布に伴う条例改正（市第69号議案）

横浜市認定こども園の要件を定める条例は、神奈川県の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の移譲を受けて制定していました。

このたび、第7次地方分権一括法が公布され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園法という。）の一部が改正されたことにより、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限について、平成30年4月1日から、都道府県から指定都市に移譲され、認定こども園法に基づき事務を処理することとなります。

そのため、第1条（趣旨）において、「認定こども園法第3条第1項及び第3項並びに事務処理の特例に関する条例に基づき」となっているところ、「事務処理の特例に関する条例」部分を削除します。

4 施行日

(1) 国家戦略特別区域法の公布に伴う条例改正部分（市第68・69号議案）

公布の日

(2) 第7次地方分権一括法の公布に伴う条例改正部分（市第69号議案）

平成30年4月1日（改正される認定こども園法の施行予定日と同日）